

令和 7 年 第 8 回 定例教育委員会 会議録

招集日時		令和 7 年 8 月 1 9 日		午後 6 時 3 0 分	
開会日時		令和 7 年 8 月 1 9 日		午後 6 時 3 0 分	
閉会日時		令和 7 年 8 月 1 9 日		午後 7 時 1 0 分	
開催場所		ふじみ野市役所 本庁舎 3 階 A 3 0 1 会議室			
教 育 長		朝 倉 孝			
委員出席状況	席番	氏 名	出席別	説明のため出席した者	
	1	茂井万里絵	出席	教 育 部 長 内田 和明	社会教育課長 木村 裕之
	2	西山 幸吉	出席	教育総務課長 星野 光	上福岡西公民館長 松原 秀洋
	3	吉野 榮	出席	学校教育課長 清水 篤史	主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 井上 樹朗
	4	星野 弘明	出席	学校給食課長 山崎 純	
				主幹兼あおぞら学校給食センター所長 大高 修一	
書 記	教育総務課係長 田島 輝		傍聴人数		0 人
会 議 概 要					
議 事 等					
報告第 2 9 号 公共施設の安全点検結果について					
報告第 3 0 号 ふじみ野市なの花学校給食センターモニタリングの評価結果の公表について					
第 3 3 号議案 ふじみ野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（可決）					
(午後 6 時 3 0 分)		○開会の宣告			
教育長		ただ今から、令和 7 年第 8 回定例教育委員会会議を開会いたします。			
		○会議録の承認			
教育長		まず始めに、前回の定例会会議録の承認についてです。			
		事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等がございますか。			
各委員		(なし)			
教育長		特にないようですので、会議録についてはこの内容で、承認してよろしいでしょうか。			
各委員		(異議なし)			

教育長	それでは、会議録につきましては、この内容で承認いたします。 後ほど、委員の皆様のご署名をお願いします。
	○教育長からの報告
教育長	次に、報告をさせていただきます。 (報告) 以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等はございますでしょうか。
各委員	(確認事項なし)
	○本日の議事
教育長	それでは議事に入ります。 本会議に提案させていただいた議事の件数は、報告事項 2 件、議案 1 件です。
	○報告理由の説明
教育長	それでは、教育部長から報告事項 2 件の報告理由の説明をお願いします。
教育部長	(報告理由の説明)
	○報告第 29 号
教育長	それでは、報告第 29 号「公共施設の安全点検結果について」を教育総務課長より報告をお願いします。
教育総務課長	本市では、平成 18 年 7 月 31 日に起きた、プール事故を風化させないとともに、公共施設での事故の未然防止を図るため、毎年 7 月 25 日から 7 月 31 日までの 1 週間を公共施設安全点検週間として、日常点検とは別に施設の一斉点検を実施しています。 この度、令和 7 年度の教育委員会所管施設等の点検結果がまとまりましたのでご報告します。 「公共施設の安全点検結果について」をご覧ください。 点検する施設は、種類・用途ごとにⅠ類からⅢ類までに分類されてい

	ます。 I 類は、教育相談室や学校給食センター、西公民館、資料館などの 11 施設、II 類は、小・中学校 19 校、III 類は、東台金山公園展示施設と権現山古墳群史跡の森の 2 施設となっています。 次に点検方法については、施設点検表の項目に基づき、施設の外部や内部、各設備・備品等のそれぞれの点検項目について、破損、腐食、緩みがないかなど、目視や触診等により点検します。 不適箇所については、危険度を A と B の 2 区分で判定します。「A」は、危険なため使用中止とするもの、「B」は、概ね 1 年以内に是正が必要で、1 年以内に修繕しないと施設使用に著しい支障をきたすと判断されるものとなっています。 点検結果をご覧ください。点検結果として、今年度は、各施設において、A 評価・B 評価に該当する項目はありませんでした。 しかし、この結果に気を緩めることなく、引き続き各施設の安全確保に万全を期していきたいと考えています。
教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。
各委員	(なし)
教育長	この報告の内容については、よろしいでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	ありがとうございました。
	○報告第 30 号
教育長	次に、報告第 30 号「ふじみ野市なの花学校給食センターモニタリングの評価結果の公表について」を学校給食課長より報告をお願いします。
学校給食課長	P F I 事業で運営している、なの花学校給食センターは、事業契約第 52 条の規定に基づく定期モニタリングの総括として、年間のモニタリング評価を実施しております。 評価項目は 44 項目、評価区分は 1 ～ 5 の 5 段階となっています。事業の仕様書に当たる「要求水準書」の内容を満たしていれば 3、それ以

上のパフォーマンスがあれば4又は5、標準以下であれば2又は1となっています。これらの評価結果に対し、3以外のものにつきまして、順にご説明申し上げます。

まず、「維持管理業務」の「業務体制」につきまして、総括責任者にパワーハラスメントにあたる不適切な指導の様子があり、従業員の退職者が増加傾向にあったほか、従業員のご家族から本課へ直接、クレームのご連絡をいただきました。本課からSPCの代表企業である東洋食品本社に内部調査を申し入れ、事実確認が取れたことから、11月19日付けで総括責任者を変更するという人事措置があったこと、また、「運營業務」の「洗浄・残滓処理等業務」にあたる「本施設の洗浄」に記載がありますとおり、11月13日に西小学校へ洗浄不足の仕切り皿を大量に送ってしまい、学校側で教職員が洗浄することになったという事案が起きたことなどから、教育長によるSPC幹部の呼び出し指導を実施したため、いずれも評価を2としました。

「運營業務」の「給食調理業務」では、年間を通して、下処理の段階で混入異物の発見・除去がしっかり出来ており、令和5年度と比較すると、給食における異物混入事案が減少したため、評価を4としました。

「洗浄・残滓処理等業務」の「本施設の片付け等」につきまして、評価を2としました。これは、令和7年1月15日に、SPC従業員が調理場内において、ゆでた野菜を入れていたプラスチックと呼ばれる「かご」を載せた、重量のある移動作業台車を器具洗浄室へ移動させる際に、自動ドアの枠と台車の間に指を挟みこみ、右手薬指の先端を約7ミリ切断するという事故が発生しました。原因は、十分なスペースが確保できていない場所で、作業を急ぐあまり台車の外側を掴み、勢いよく少々強引に洗浄室に引き込もうとした際に、部屋の仕切りとなっている自動ドアの枠に指が接触したものです。この従業員は、救急車で埼玉医科大学総合医療センターに搬送され、同日のうちに欠損部分の縫合手術を実施。その後、病休となりましたが、徐々に感覚神経の機能が戻ってきたため、本人の申し出により令和7年3月3日から業務に復帰しています。

次に、「食育等実施支援」につきまして、令和6年度から再開したテ

	ラス給食や職場体験の対応など、市や学校の行事に対して積極的なご協力をいただきましたので、評価を4としました。 最後に、「市との密な連携」になりますが、こちらも備考欄にあるような行政事業へのご協力をいただきましたので、評価を4としました。総合評価につきましては、44項目の評価点合計は132点、1項目あたり平均3.0となりましたので総合評価は3といたしました。 全体を通してみると、減点評価に至らないまでも、従業員の注意不足から生じる人為的ミスの改善が見られないため、引き続き注意深くモニタリングし、指導を促していきたいと考えております。
教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。
茂井委員	先程、ご説明がありました運營業務の洗浄・残滓処理等業務のところで、11月13日の西小学校の仕切り皿に汚れがあった後に、3月5日にも、また上野台小学校で同様の事案があったということでしょうか。
学校給食課長	ご指摘の通りです。
茂井委員	再三にわたって発生しているわけですね。これらの事案は、ヒューマンエラーであり、気をつけていたら無くなるというものではないので、よくない結果だと思います。今後、しっかりと対策いただく必要があると思います。
学校給食課長	やはり、学びに対し一生懸命頑張る為にも、食は安全でなければなりませんので、安全で当たり前という状況を目指していただけたらと思います。 先ほど申し上げました通り、総括責任者が変わりましたので、これまでの指導内容を含め、私から新しい総括責任者の方に説明しており、ヒューマンエラーについても対策するように、毎月のSPC会議の中でも促しています。
教育長	本年度は、少しでも事故が減るように力を尽くして参りたいと思います。 一番危険なのは業者任せにしておくということです。やはり行政の効率化というところを考えると、業者を入れていくということは必要なことですが、業者に任せきりにするのではなく、しっかりとモニタリング

	を通して管理・監督をしていきたいと思っております。 他にいかがでしょうか。 環境衛生清掃業務のところ、頻繁な鳥害対策の実施とありますが、これは具体的にどのような対策をされたのでしょうか。
吉野委員	
学校給食課長	給食センター外周のフェンスに、障害物を設置することで、鳥が止まらないようにしています。フェンスに止まってフンをしないようにしたり、食品を検収する場所にネットを張って、鳥が入らないようにしたりする等の対策を実施していただいています。
教育長	他にいかがでしょうか。
各委員	(なし)
教育長	この報告の内容については、よろしいでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	ありがとうございました。
	○提案理由の説明 次に、議案の審議に移ります。 それでは、教育部長から議案 1 件の提案理由の説明をお願いします。
教育部長	(提案理由の説明)
	○第 33 号議案 それでは、第 33 号議案「ふじみ野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」についての説明を学校教育課長よりお願いします。
学校教育課長	かねてより市教育委員会及び市内各小中学校では、教職員の不祥事防止に向けた取組を進めているところです。 また、皆様ご存じのとおり、6 月には愛知県で教員による盗撮、SNS で画像を共有するといった事件、7 月には近隣の市でも教員による盗撮事件が発生しており、残念ながら教職員の不祥事根絶には至っておりません。これまで通りの対策では、いずれ本市におきましても同様の不祥事が起きてしまうのではと大変危惧しているところでございます。 そこで、本議案は、教職員の服務規律の徹底及び教職員の不祥事根絶に向けた取組として、ふじみ野市学校運営協議会規則の一部を改正する

	ものでございます。 新旧対照表をご覧ください。第4条第1項に「教職員の不祥事防止に係る取組及び倫理確立委員会の実施報告及び協議に関すること。」を加え、学校運営協議会において各校における不祥事根絶に向けた取組を報告・協議することを明確に示しました。 今後、各学校の学校運営協議会において、不祥事防止に係る取組や倫理確立委員会の実施について報告を受けるとともに、その内容や実施方法などについても熟議を図ること、場合によっては委員が校内を巡視し、その結果をもとに適切な学校環境について協議し、整備していくことなどが想定されます。 これまで本市で進めてきた地域協働学校の機能を活かし、学校・家庭・地域の連携・協働により不祥事根絶に向けて取り組んでいきたいと考えております。
教育長	今まで学校の不祥事防止について、内部で取り組んでまいりましたが、学校での取り組みを地域関係者に示していくことが重要だと考えています。また、学校での取り組みについて、ご意見をいただく必要があるだろうということで、改めて明文化することにいたしました。 この案件について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。
吉野委員	教職員の不祥事ですけれども、児童生徒、保護者、それから地域に非常に多大な不信感や不安をもたらしますので、あつてはならない案件だと思います。 今回、改正を行う理由については、全国的に教職員の不祥事が増加しているためということでしょうか。
学校教育課長	教職員の不祥事につきましては、わいせつ、盗撮に加え、交通事故、個人情報の管理に関すること、不適切な会計等、様々な事案がございます。特に先ほどご説明いたしました、わいせつ行為や盗撮といった事案は、全国的に増加傾向にあると認識しております。そういった事案を未然に防いでいくためにも、このような学校運営協議会での熟議が必要だと考えております。
吉野委員	ふじみ野市教育委員会として、学校に求める不祥事防止の具体的な取

	り組みで、強く求める項目はあるのでしょうか。
教育長	わいせつ行為はもちろんだと思うんですけども、やはり職員の倫理の確立については、優劣なく、幅広く求めていく、交通事故、成績改ざん、体罰等、それらを含めて徹底していくためにも、地域、保護者への説明責任を果たすという意味で今回これを設けさせていただいたところでは。
吉野委員	教職員の不祥事というのはあってはならない案件だと思いますので、根絶、絶無を目指して取り組んでいただければと思います。
教育長	他いかがでしょうか。
西山委員	学校運営協議会の中で協議をする際の、具体的なスケジュールですとか、取組内容について、報告を受けるというようなご説明もありましたが、どのような流れを考えているのでしょうか。
学校教育課長	この議案が通りましたら、8月29日の校長会において、この改正内容について学校長に説明する予定でございます。学校は、その説明に基づいて、2学期に開催する1回目の学校運営協議会でこのことを話題として取り上げていただき、各学校が1学期に取り組んできた取組や倫理確立委員会の内容について、報告と併せて今年度の方針の承認をしていただく必要があると考えており、早急に取り組んでいく予定でございます。
西山委員	先日、埼玉県教育委員会の研修会に参加させていただきましたが、学校運営協議会の中で学校運営方針を承認することや、こういった職員の倫理に関することについて協議することなどについて、まだ理解が深まっていない部分も感じられました。 そういったこともありますので、いきなり学校運営協議会でこのような議題があがると参加される委員の方も驚かれるかと思いますが、何をしたらいいかわからないと思います。丁寧に、わかりやすく説明いただくことが、地域協働学校をさらに推進し、子供たちの安全にもつながると思いますので、ご理解をいただけるように進めていただければと思います。
教育長	学校運営協議会の委員の皆さんも、地域の皆さんも、自分の地域の学校は大丈夫なのかという不安や思いをされていると思います。

	ですので、これらの熟議を行うことで、信頼関係をよりしっかりしたものにしていき、ただ単に学校から大丈夫という報告を受けるだけではなく、自らもその倫理確立、あるいは不祥事防止について、地域の声を活かせる場だということを、是非ご理解いただけるように、こちらからも丁寧に説明をしていきたいと思います。
吉野委員	この取り組みについて、学校によって差がでてしまうと、あまりよくないのかなと思います。ある程度、形式化した方がよいかと思いますがいかがでしょうか。
学校教育課長	取り上げる内容については、指導管理体制の確立、管理職と職員との個別面談、不祥事防止のチェックリストの活用など、様々なことが想定されます。教育委員会としても、熟議を重ねていく、取り組んで、報告をしていく内容について、校長会で示していきたいと考えております。
教育長	他いかがでしょうか。
各委員	(なし)
教育長	ご質問がないようですのでお諮りいたします。 第33号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(賛成)
教育長	賛成総員と認め、第33号議案は、原案のとおり決定いたします。 以上で、議案の審議を終了します。
	○各課からの報告
教育長	次に、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いします。
各課長	(報告)
教育長	ありがとうございました。
	○次回の日程等
教育長	続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。 次回は、令和7年9月16日(火)午後6時30分から、会場は本庁舎3階A301会議室を予定しております。 なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思います

各委員	が、いかがでしょうか。
教育長	(異議なし)
各委員	それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に 5 名を限度とします。
教育長	(了承)
	○閉会の宣告
	以上で、令和 7 年第 8 回定例教育委員会会議を閉会いたします。
	ありがとうございました。
(午後 7 時 10 分)	